

第四十八回国会 大蔵委員会議録第十九号

昭和四十年三月十二日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君 理事 山中 貞則君

理事 有馬 輝武君 理事 堀 昌雄君

理事 武藤 山治君

伊東 正義君 岩動 道行君

奥野 誠亮君 鴨田 宗一君

木村 剛輔君 木村武千代君

小山 省二君 佐藤 孝行君

齋藤 邦吉君 砂田 重民君

田澤 吉郎君 竹内 黎一君

地崎宇三郎君 野呂 恭一君

福田 繁芳君 毛利 松平君

渡辺 栄一君 渡辺美智雄君

佐藤観次郎君 只松 祐治君

野口 忠夫君 平岡忠次郎君

平林 剛君 藤田 高敏君

米内山崎二郎君 横山 利秋君

竹木 孫一君

出席國務大臣 大蔵 大臣 田中 角榮君

出席政府委員 大蔵政務次官 鍛冶 良作君

大蔵事務官 鳩山威一郎君

(主計局次長) 大蔵事務官 泉 美之松君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 江守堅太郎君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 押谷 富三君

三月十二日 委員谷川和穂君、西岡武夫君及び濱田幸雄君辞任につき、その補欠として野呂恭一君、竹内黎一君及び佐藤孝行君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員佐藤孝行君、竹内黎一君及び野呂恭一君辞任につき、その補欠として濱田幸雄君、西岡武夫君及び谷川和穂君が議長の指名で委員に選任された。

三月十一日 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号) は本委員会に付託された。

本日(三月十一日)の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

小委員会における参考人出頭要求に関する件

国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

所得税法(内閣提出第八八八号)

法人税法(内閣提出第四九九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七八号)

所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出第一二二二号)

国有財産に関する件

○吉田委員長 これより会議を開きます。

財政法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

財政法の一部を改正する法律案

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を

次のように改正する。

附則第七條第二項中「大蔵大臣及び委員十二人」

を委員二十五人に改め、同條第三項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

附則第七條第十項を同條第十一項とし、同條第九項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同條第五項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附則中第七條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。

第七條 昭和三十八年度以降二箇年度における歳入歳出の決算上の剰余金についての第六條の規定の適用については、同條第一項中「二分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

理由

昭和三十八年度以降二箇年度における歳入歳出

の決算上の剰余金のうち公債又は借入金金の償還財源に充てる部分の金額につき特例を設けるとともに、財政制度審議会につき委員の増加をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたしました。鍛冶大蔵政務次官。

○鍛冶政府委員 ただいま議題となりました財政法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国の財政の効率的な運営をはかるため、財政法第六條に規定する、公債または借入れ金の償還財源に決算上の剰余金を繰り入れる措置について特例を設けることとし、あわせて財政制度審議会の構成について所要の改正を行なうことを内容とするものであります。

以下、その改正の要点につきまして御説明申し上げます。

まず、財政法第六條の規定によりまして、前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一以上を公債または借入れ金の償還財源に繰り入れなければならないことになっておりますが、本規定が設けられました終戦直後と異なり、現在では国債残高が相対的に大きく減少しておりますこと及び決算上の剰余金の二分の一以上を常に国債償還費として固定化してしまふことは一般会計の財源配分上制約が大きいこと等の事情を考慮いたしまして、来年度予算におきましては、暫定的な特例措置として、国債償還財源への繰り入れ率を二分の一を下らない率から五分の一を下らない率に変更し、財政運営全般の効率化をはかることといたしました。また、国債整理基金の現況より見まして、この程度の変更であるならば今後二箇年間程度

は国債償還には支障がないと認められますので、本特例措置を二カ年度間に限り行なうこととした次第であります。

次に、財政制度審議会につきましては、国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議することになっておりますが、今後、前に申し述べました剰余金の処理の問題を含め、財政会計制度全般にわたって本格的な検討を進め、また、臨時行政調査会の答申に述べられてあります諸問題を専門的に調査審議するために、広く有識者の参加を得ることができるよう、委員を増員するとともに、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○吉田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○吉田委員長 所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

平林剛君。

○平林委員 税法の本格的な質疑につきましてはまだあらためてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、きょうはさしあたり医療費控除の問題について政府の見解をお尋ねしたいと思つた次第であります。特に医療費の問題につきましては今国会の焦点ともなりまして、国民の医療費負担というものは今後増大する傾向にございまして、こういう意味ではあらためて現在の所得税法に規定をいたしてあります医療費控除につきましても再検討する必要があるんじゃないか、あるいは検討する価値があるのじゃないかという意味から、私の若

干の質問をするのであります。

現行所得税法第十一条の五には、医療費を支出した場合、所得金額の百分の五を越えた場合に所得よりその医療費を控除するという規定がございまして、今回の法改正におきましても、若干の修正が政府から提案をされております。これによりますと、医療費控除の限度額を現行十五万円であったのを三十万円に引き上げることであつたので、この問題について一歩前進してあるというところは認められますけれども、私はなお検討する余地があるのではないかと主税局長、現況は一体どんなぐあいになっておられるかというお話をお願いしたいのでございます。

○泉政府委員 医療費控除につきましては、現在あります統計で一番最新のもの、昭和三十八年分の所得税につきまして昨年の三月十五日までに申告されたものについての統計があるわけでございますが、これによりますと、医療費控除の適用を受けております人員は九万九千三百人でございます、その控除を受けております総額は四十億二千五百万と相なっております。

○平林委員 今回の医療費控除の限度額を引き上げることによつて、大体どのくらいの減収になるのか、どのくらいの減税になるのか、ことばをかえていうと、どのくらいの減税になるのか。

○泉政府委員 これは予算書にお示しいたしておりますように、初年度二億、平年度三億の減収に相なるわけでございます。この基礎といたしましては、いまのこれは昭和三十八年分について四十億になっておるわけでございますが、三十九、四十年と、この所得もふえますし、医療費の額もふえるという前提で計算いたしまして、今回は限度額が十五万円をこえる場合についてのみ有効に働くわけでございますので、その程度を推計いたしまして、初年度二億、平年度三億という計算をいたしておるのでございます。

○平林委員 もう一つ伺いますが、何でもかんでも医療費だから控除するというのではなくて、「医療

費の範囲は、命令でこれを定める。」と書いてありますけれども、どういう範囲でございましょうか。

○泉政府委員 これは今度改正いたしましたも、現行法の場合と医療費の範囲を定めるつもりはございまして、医師にかかったり、あるいは入院したり看護婦を雇つて看護に支払つたり、薬を購入したり、あるいは特別の治療を要したり、こういったことに伴つて支出いたしました医療費のうち、健康保険その他の社会保険によつてん補される部分を控除した部分、これが医療費控除の対象になる医療費の金額でございます。

○平林委員 私は医療費控除があるということを知らない国民が非常に多いのではないかと思つております。そこで、特にいまのような質問を行ないまして、会議録を通じて国民にも知つてもらいたい、こう考へて質問を行なつたわけでございます。特に私、念のために私の関係する専売病院、かなり大きい病院でありますけれども、どのくらい年間に支払い証明書申請して交付されるかというところを調べてみたのであります。ここは政府管掌保険のところでございますから、なかなか保険給付が多量なわけから、実際に自分が支払うという金額が少ないから、したがってこの医療控除の対象になる人員が少ないという事は事実でございます。しかし昭和三十八年度年間におきまして、二十七件、医療控除の申請があつただけな

ので、金額にいたしまして二百七十七万四千七百七件でございます。金額は二百一十一万五千九百四十四円とございます。この病院は大蔵省関係の方はある程度御存じですが、規模も大きいほかなり多いのでございますけれども、実際にこの所得税法第十一条の五に規定されてあるものに従つて申請をなさる方は、二十八年度で二十七件、三十九年度で十七件というわずかでございまして、これは私はいまのうらわすかであるということを知らないから少ないのではないだろうかという一

つの疑問を持ったわけでございます。そこでいまお話しになりましたように、看護婦さんの支払いから、特別の治療からいろいろな経費を支払うということになっておるわけでありまして、またお医者さんにかかった場合、病院の窓口では薬代を払えばちゃんと受領書をくれるわけでございますから、ああいうような受領書をくれば、これは所得税法第十一条の五の規定によつて、この受け取り書が幾らになつたならば、税額控除を受ける恩恵があらますという記入をしております、と国民に知らせる必要があるのではないかと感じますので、この使用状況あるいは交付申請の実情から見まして、私はそのことを痛感いたします。特に医療費の増大をしようとするこれら後におきましては、こうした行き届いた親切なことをとるべきでなく、控除はこういうふうなありまふと知ることが、そういう必要はないかと思つておられるか、その面についての御指導をやってもらいたいと希望するのですが、いかがでございますか。

○泉政府委員 お話のように、もし医療費控除の特典があるということをお知らせしない納税者の方があると思つれば、これはたいへんお気の毒でございます。せっかく税法でそれを認めておるわけでございますので、もしそういうことならば、それは周知徹底が不十分なせいであらうと思つておられます。したがしまして、税務署におきましては、いろいろなことをお知らせすると同時に、厚生省を通じて各種の医療機関のほうからそういう指導をお願いするようになつておきたい。それらにつきまして厚生省とも十分打ち合わせをまいりたい、かように考へております。

○吉田委員長 関連質問を許します。武藤山治君。

○武藤委員 いまの医療費の問題ですが、所得の何分のうちのまた何分という限度がありますね。あの限度が私の判断では少々高いランクにあり過ぎるような気がするのです。そこであの限度は

何を基準にどういふ算定できめたのか。あれをいじらぬことには、所得の少々多い人は少し医者にしかかっても全然控除されないのです。引つかりかからないのです。何を基準にあいふ算定をしたのか、聞かしてもらいたいのです。

○泉政府委員 これは医療費控除を設ける際に、かぜを引いたから薬を買った、腹をこわしたから腹薬を買ったという程度の一々こまかいものまで控除するのは税の執行上煩瑣にたえない。したがって、ある程度のもは各自の生活の消費資金として見ていただきたい。所得税の場合に医療費を支出したためにその人の担税力が少なくなったと認められるような場合に限り医療費控除をしよう、それについてはどの程度が適当であるかというのを検討いたしました。あ、それをこえるものからいまでは各自の消費支出金額の中から支出していただいでいいのではないか。それをこえるような大病をした場合には、やはりそれに伴って、本人のみならず親族の人がそういう大病をしたために支出したことになるかと、担税力がそれだけ少なくなったと認められるから控除しようじゃないかということ、いまの五物という数字がきまっておるわけでございます。ただ、最近この医療費の問題が非常にやかましくなりまして、私も医療費の問題をいろいろ勉強しておりますと、所得の五物ということになりますと、なるほど百万円の人には五万円だけども、一千万円の人には五十万円をこえる医療費ということになる。それは一千万円もの所得のある人だから五十万円くらいまでは自分のふところ負担しろということだと思えますけれども、しかしそれは少し酷な場合も出てくるのじゃないか。そこで最近医療費の問題をいろいろ論議されるのを聞きながら、その点についてはもう少し考え直さなければいけないのではないかと、いかという感じを持っておるのでございます。

○武藤委員 もう一点。そうしますと、五物という限度はその所得の階層によって実情に合わない、こういう点があるような気が私はするので、私なども家族がかなり医者にかかってもひっ

かからないのですよ。一年に二十五万以上にならぬと全然引かれぬわけです。十五万かかってもひっかからない。これは非常に不合理な気がするのです。そこで五物の限度というものを三物から五物ぐらゐの間のランクを設ける必要があるのじゃないか。そういう前向きな姿勢で今後主税局長は検討してしかるべきだと考えますが、主税局長の見解を伺っておきたい。

○泉政府委員 先ほども申し上げましたように、最近、医療費の問題は特にやかましくなりまして、私もいろいろその実態を税の面を通じて勉強いたしておるのでございますが、その面から見ますと、お話のように、所得階層に応じて五物という限度が酷になるような場合も見受けられますので、これにつきましては、どういふ方向でやるべきかにつきましては、いろいろの案がございますが、前向きな姿勢で検討したい、かように考えております。

○平林委員 私もその点をお聞きしようと思つたのです。というのは、夫婦、子供三人の場合を例にとりまして、五十万円程度のものがありますと、今度は税改正によって課税最低限というのが上りますから、五十万円程度の人には、医療費控除というのがあつたて役に立たないわけですね。そうなりますと、七十万円程度の年間所得がございすれば、百分の五でございすから、三万五千円、いま、法の規定で三十万円までは見てもらえるということになるわけでございますが、国民の相当数の人が所得税法第十一条の五で医療費控除というのがございしても、恩典を受けることができないところ、私は百分の五に限度をきめた欠陥だらうと思つております。そこで、この百分の五という限度は、現段階におきましては、再検討する必要があるのじゃないかという感じをしまして、先ほど、周知徹底をはかつてもらいたいということも、百分の五についての再検討を要望いたしたかったのであります。いま武藤さんの御質問に答えられて、この

面についても前向きで検討なさる、こういうお話でございますから、せつかくその実現のために努力をしてもらいたいと思つております。

それからも一つ、この医療費控除は、たとえば私もこの間病院に参りまして薬代を払つたのでございすけれども、その金額はもろろんそうたぐさんのものではございません。しかし、毎月毎行くたびにかなりかさむわけで、こういう累積ですね。相当の金額に達したら、これは医療費控除の申請を受けることができる、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。つまり、一ぺんに法定の金額に達しなければだめだということではなくて、こまかくためてさえおけば、医療費控除を受けられます、こういうものになつてゐるかどうか、この点も明らかにしていただきたいと思つております。

○泉政府委員 その点につきましては、毎年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に支払ひました医療費の額が、その年の所得の金額の五物をこえることになつておりますので、その一年間でありますれば、何月に支払ひましようとも、それを累計したものが五物をこえる適用を受けることになりす。ただ二年も三年分もまとめてというわけにはまいりません。

○平林委員 人間ドックに入つたような場合、あゝいのは医療費の範囲に入りますか。

○泉政府委員 ちょっと私、こまかい点は、実際どういふふうに取り扱ひいたしておりますか、承知いたしておりませぬので、後刻、取り調べまして、お知らせいたします。

○平林委員 とにかく医療費控除の問題につきましては、なかなか専門の方でもさつと答えられないくらいにいろいろ範囲がございまして、これを利用されようとする国民もわからないという実態でございます。

そこで私は、きよりの質問を通じて、政府でもこの問題点について十分御検討願つて、せつかく設けられたのでございすから、国民全般がその控除恩典というものをひとしく利用できるよ

うな形に御指導願ひたいということを申し上げまして、この問題に関する質問は終わつておきたいと思つてございす。

○吉田委員長 次に、国有財産に関する件について調査を進めます。

○平林委員 きよりは先回この委員会において問題を提起いたしました国有財産が民有かという問題につきまして、質問を継続したいと思つております。

登記所に備えられてゐる土地台帳の付図に二線引きの実線で示されてゐる無地番の土地、その多くは、一般に農地の間に存在するいわゆる二線引き畦畔で、これが一体民有地であるのか、それとも国有地であるのか。この問題は、その後各方面に異常な反響を呼んでおるのであります。私のところにも激動の手紙が来るし、またこれに関する資料の提供もございすし、国有財産局長は、新聞では時の人になつたりいたしました、なかなか話題を提供いたしました。質問した平林が時の人になつたのでありますから、どうも話はあべこべになつておると思つております。

しかし、これは当然のことでありまして、大多数の農民は、明治以来自分の土地だと思ひ込んでゐるわけでありまして、現にそれを所有してゐるわけでありす。ただ、二線引き畦畔というのは、無地番であるので、土地台帳には登録されてないし、また登記もされてないことが多いで、その存在のあるなしを知るには、土地台帳の付図によるほかございせんから、一般に知られていないにすぎないのであります。

しかし、最近のように、地域開発が進んで、工場の農村進出に伴つて、農地の転売個所があると、初めて政府の国有地論にぶつかつてあつてゐるわけでありす。私の選挙区の神奈川県でも、東

名高速道路の建設もこの問題の究明が優先されませんと、その進展は阻害をされましようし、いろいろと各方面の情報を調べますと、これは単に農地の転売による所有権の帰還だけではなく、政府が指導している農業改善事業の中で、耕地整理が進んで、農業経営者が地目変更の登記をするときに、あらためて民有か国有かの解釈論で一もめするといふぐあいに、新しい問題を提起しているわけでありませう。私はこの問題をこのまま放置することは許されなと思ひまして、再度政府の唱えている国有とその論拠について反駁する質問を展開したい、こう考える次第であります。

先回の大蔵委員会で質疑を通じて明らかになりましたことは、東海地方では「はざま」、関東地方では青地、東北地方では土手しろなどと呼ばれる国有畦畔は、政府が神奈川、千葉、静岡の三県の登記所において土地台帳の付図を調査した結果、神奈川県で百九十万坪、千葉県で二十七万坪、静岡県で百四十万坪存在すると推定されたといふこと、栃木県や新潟県あるいは福島県、東北を含めるともふえると思ふのであります。第二に、政府は、これらの土地は明治六年の太政官布告百二十号によって国有地であるとの見解であること、その見解に基づいて昭和三十五年八月二十一日、東京法務局民事行政部長、同じく三十五年八月二十五日関東財務局長名で、二線引き畦畔地についてはその地主が自己所有の畦畔地として公図抹消の申請をしても受け付けないとの通牒を發しておるといふことがおおよそ明らかになつたわけでありませう。大体そうだと思うのですが、間違ひございませんね。

○江守政府委員 そのとおりでございます。○平林委員 そこで、神奈川、千葉、静岡の三県の合計でおおよそ三百六十三万坪、これにいわゆる青地の多い栃木、新潟はじめ関東各県、それに東北地方などを含めると、私の推定では多分一千万坪を下らないのではないかと思ふのですけれども、政府はどうお考えになつておられるでしょうか。また、私の指摘したあと、各地の実情や推定面積

などについて全国的な調査をするような指示を發しになりましたかどうか。

○江守政府委員 国有でありますところのいわゆる青地の面積は推定によるしかないのでございませうが、いま栃木、新潟などを加えると一千万坪を下らないのではないかとお話をございましたが、私も多分そういふことであらうと思つております。全国的にこれらのものを調査して、正確に何坪であるかということをお調べすることについて通牒でも出したかといふことでございますが、これは出しておりませう。と申しますのは、これらのものがいまに至るまで国有財産法に定められました国有財産台帳に登録されておられません理由は、何分筆数が非常にたくさんでございます。またその個々の坪数は比較的小さいものでございませう。したがいまして、これを全国的に一斉に実情を調査して国有財産台帳に登録するといふことは、現在の行政の能力をもつては非常に困難である。またこの青地の問題はそれを売つたり買つたりといふような場合に初めて出てくる問題であつて、通常の状態にありません。あつて問題が出てきませんので、そういった手間と金をかけて調べ上げるまでの実益がない。ただもちろんこのことはいつまでもそのまま置つておくといふわけではございませう。私もいたしましては、全国的に実態調査といふ作業を進めておりました、実態の不明な財産につきましてその実情を明らかにする調査を進めておるわけでございます。その中の一環としての仕事は進めておるわけでございますが、青地問題についてはこの際一挙にこれを国有財産台帳に登録し得る程度に明らかにするといふような作業をいま直ちにやうといふことは考へておりませう。

○平林委員 いま直ちにせなくても、これはある程度の期間をかけて調査しておかなければ将来問題になる。私、問題を提起したことを契機として、この調査に乗り出してもらいたいといふことを申し上げておきたいと思ふのであります。しからば、いま全国的なものがわからないと

ても、その実態を知る上で少しくお尋ねいたします。

先ほど私が指摘いたしました昭和三十五年八月二十五日付の関東財務局長の通牒、「二線引きの畦畔地について」の書類によりませうと、こういうことが書いてあるわけでありませう。「当局所管の国有財産について実態調査を実施したところ、二線引きの畦畔地を隣接地主が地目変換に便乗し、自己所有の畦畔地として地方行政の証明を取付け、公図抹消を行つて地方行政の見受けられ、特に三多摩地区においては著しいものがあり、国有財産管理上まことに遺憾とするところでありませう。この書いてあるわけでございます。そこで、全国的なことは別といたしまして、三多摩地区においてこれらの問題があつたといふことで通牒が發されておるわけでございますが、この三多摩地区の実情はしからばどうなつておるものでありませうか。局部的にしぼつてその実情をひとつ御報告をお願いしたいと思ふのであります。

○江守政府委員 その当時財務局で把握しておりました件数は六十九件、三千三百三十二坪でございますが、これはもちろんそこにありますところの国有地の青地がこれですべてといふことではございませう。この通牒を出しました当時わかつておりました件数、数量が六十九件、三千三百三十二坪であつたといふことでありませう。

○平林委員 坪数はわかりましたけれども、それをどういふふうになされたのですか。

○江守政府委員 この通牒を財務局長がいたしましたのは、当時さういふ二線引きの畦畔地につきまして所轄の市町村長の証明などによりまして、登記所がこれを民有地に書き変えるといふような措置が行なわれたのでございませう。二線引き畦畔地が国有地であるかどうかといふことは明らかにして、先日の委員会におきましてもこれは明らかに国有であるといふふうには思つておるわけでございますので、さういふものが市町村長の証明が發されてそれを登記所で受け付けて処理されることはきわめて好ましくないとい

うことで、財務局長から東京法務局長に對しまして、登記所の仕事のやり方として、さういふ市町村長などの証明でございふことを処理するといふことはやらないでほしいといふことをお願いしたわけでありませう。

○平林委員 それはわかりましたよ。それはわかっているけれども、いま三多摩地区で六十九件、三千三百三十二坪、これは市町村長の証明を得てさうして公図抹消の手続がとられて土地台帳に記入をされて、この問題についてはけりがついておると私は理解しておるのですが、さうでございませう。

○江守政府委員 個々のものにつままして、これは民有であるあるいはこれは国有であると申しませうことは、個々のそれぞれの土地につきまして権利関係を明確にいたしました処理するものでございませう。個々にいま申しました件数のものにつきまして、どの程度その後さういふ権利関係が明確になり、話し合ひがついて、民有地に移すべきものは民有地に移したかといふことは、いま私資料を持っておりませう。とにかく権利関係を明確にし、話し合ひの上で個々のに処理をするといふ方向で仕事を進めております。

○平林委員 私は、この三多摩地区の実情についてはすみやかに調査をして資料を出してもらいたいといふことを半月前に事務当局には申してあるわけでありませう。まだその実情がわからない。あなたはその全国的なことはそれは金がかかつて、手間がかかつてなかなか困難だから、さしあたりはどうも乗り出せないといふお話をございませうけれども、現に問題になつておる点は、やはり実情を調査する必要があるんじゃないですか。私はそれに基づいて今後の判断をきめるという態度が少なくとも積極的な態度といふべきです。この問題の解決に当たることができるわけです。私は、この問題はひとつ資料を後に提出してもらいたいといふことを、委員長にもお願いいたしておきたいと思ふのであります。

○江守政府委員 資料を提出いたします。○平林委員 それじゃ時間もあまりありませんか

ら——具体的な例はまだそのほかにもございませぬ。神奈川県足柄上郡大井町におけるある事業会社の移転、名前を申し上げてもよろしいと思ひますが、第一生命本社の移転に伴う畦畔の実情についても、ひとつ御調査を願つて私に報告をしていただきたいと思ひます。

そこで、きょうは少し先回問題を提起しました本論をやりたいと思ひます。

この畦畔につきまして、その後あなたの方の内部でいろいろ検討した結果、青地といつてもいろいろ意味がたぐさんあるわけですが、その中でこれとこれとはこの際民有としようではないかというふうな結論が出たと聞いておるのですけれども、そういうことはございませぬか。

○江守政府委員 私どもはいわゆる青地といふものが、すべて国有であるというのを主張しようといふふうには考えておりませぬ。いわゆる青地と申しますのは、公図の上についておられます符牒でございます。その符牒がある地方では緑色に塗つてある、ある地方では薄墨色に塗つてあるというふうな公図上の一つの符牒でございます。さういふ地につきましても、その後国が地元の方にお売りしたといふようなところもございませぬ。さういふのはすべて土地台帳に載つておられますので、たとえ公図の上では青地、いわゆる青地の区分を受けておられますけれども、それらのものは民有であるといふふうには考えておられます。それからまた青地の中には農道のようにいわゆる公共の目的に使用されておられるものもございませぬ。これらはすべて建設省所管の公用財産でございます。これらにつきましては明白に国有地として管理をいたしておる。ただこれがもし農道の必要がなくなつたという場合には、これは大蔵省のほうに引き継ぎを受けまして、普通財産としての観点から管理処分をするといふことにいたしております。それ以外の青地の中には、形式的に申しますと、土地台帳に何ら登録をされてない土地、これについては一応沿革的に國のものであるといふふうには考えておりますけれども、それらの上におきましても民法上認められたところの取得時効の要件が完全に法律的に備わつておるといふようなところにつきましては、國はみづからその所有権を主張するといふようなことをするつもりはございませぬ。それ以外の土地台帳に登録をされておらず、先ほど申しましたような二、三のものを除きました土地につきましては、これは国有地として管理、処分をする。ただその管理の実情はまだ国有財産台帳に登録をいたしておりませぬので、不十分ではございませぬけれども、全国的な実態調査とあわせて、漸次これを台帳に登録をして、管理、処分をしてまいりたいといふふうには考えております。

○平林委員 いま国有財産局長のおっしゃつたことはなかなか重要なことだと思ひます。土地台帳に載つておるもの、これは民有地であるといふお話でございます。また土地台帳に載つていないものであつても、時効取得の条件に合致するものであれば、政府はそれを国有地として争はない。もちろんこれにはたぶん訴訟が必要なんではございませぬけれども、私は一つの政府の新しい見解として譲歩だと考えておるわけです。しかし問題はそれだけでは解決しません。それでまた私は沿革から言ひまして、二線引き畦畔はすべて民有であるといふ主張をしておるわけではありませぬ。これはあとで論争しますけれども、最初お話しがありました点、もう少し確かめてみたいと思ひます。

たとえば土地台帳に載つておるものはこれは民有であるとおっしゃつた。ところが土地台帳の載り方にはいろいろあるわけですね。たとえば土地台帳の中には一つの例を申し上げますと、田が何反、畑が何反、そして外畦畔が何歩、こういうふうな記載をされておるのでございまして、あなたがおられるその本拠を所有している人のものである、こういうことではございませぬから、その限りは明確でありませぬけれども、実際の土地へいくと、いままで使用しているところの土地といふ土地台帳に畦畔、外畦畔と書いてあるやつが、これはふだん使われないようななせ道としてどつちの所有か明確を欠くといふような事例が非常に多いのであります。土地台帳に載つておるものがさうであつて、しかし実際にはかつてみたら、外側のほうにあつた自分がいま使つてないといふものは、あなたの言明によつて認められるわけですね。これはあなたの言明によつて訴訟はさういふぶんたぐさん解決してしまひますよ。そのとおり確認してよろしゅうございませぬ。

○江守政府委員 まず最初に土地台帳に載つておるものはすべて民有地であるとおっしゃいました。それがそれは先ほどの問題にお答えする意味でさう申し上げたので、土地台帳に国有地として載つておるといふところがございませぬが、これはこの問題にあまり関係がありませんが、念のために申し上げておきます。

それからいまの外畦畔の問題ですが、明治六年に初めて地所名称區別といふもので官有地、民有地といふものの区分をいたしました。官有地、民有地の区分の基準を示したのでございませぬ。その基準を示したときいろいろの基準を示しておりますが、実態的に考えますと、これこれこれのもの、そして民有地でないものといふふうな書いておるわけではございませぬ。したが、いましつて、この基準だけでは官有地、民有地の区分は實際問題としてはできない。したが、明治政府は明治九年から十四年ごろまでにかけて、全國でいままで申しますところの実態調査といふようなものをいたしました。民有地であるといふことが明確に確認できるもの、これに対しては地券を發行いたしました。私権を認めただけでございませぬ。いま申された外畦畔といふようなものは、その当時において民有地と認めただけでございませぬ。ただ、それではなぜそのような外畦畔といふような地券の發行を受けたか申しますと、民有地の中に地券の發行を受けて地租の課税を受けるもの、それから区入費と申しておりますが、地方税的なものでございませぬが、地方税の課税を受けますものと、地券の發行を受けて税金を納めない土地、免税を受ける土地があつたわけではございませぬ。その外畦畔といふのは、地券の發行は受けるけれども免税をするといふ意味で、一般の自己の所有地とは区分する必要があるといふ措置をしたのかと私は思ひます。要するに外畦畔は、さういふ意味で明らかに民有地でございます。

○平林委員 実態に従つて解釈していかぬと、こゝのやりとりだけでは問題が残ると思ひますけれども、私の質問に対して大体合意なつたと私は認めます。

そこで第二の問題は、取得時効に相当する条件があるものは民有地でよろしいといふ政府の解釈は、いきなり、じゃあこれは民有地だといふのじゃなくて、所有者がそれに対するところの必要な手続をとつて初めて民有地にするのだ、さういふ御解釈でございますか。

○江守政府委員 そのとおりでございます。と申しますよりも、もっと厳重にこの処理を進めなければならぬと思つております。と申しますのは、時効の援用といふことは、現在の判例法に基づきましてこれは訴訟上の弁護の手段として認めるといふことではございませぬ。したが、いましつて、たとえ相手方が取得時効でこれはおれのものだといふことを財務局にお申し出になりましたら、財務局はああさうですか、時効が成立しておりますからこれは民有地に書きかえましようといふわけにはまいらないのでございませぬ。これはやはり占有の事実、所有の意思その他の事実関係につきまして裁判上明白にする、しかもそのことを時効の援用をなさうとする方が積極的に裁判上これを主張なさるといふ手続を踏んでからでなければ、国有地を民有地に切りかえるといふことはいはしかなるといふふうには考えております。

○平林委員 私は、この問題の処理は別に考えたいと思ひます。いまのうちに何万筆、何十万筆に分かれるようなものを一々訴訟で受け付けておりましたらたいへんなことになる。

そしてまたもう昔から自分のものだと思つて居るわけですから、それを積極的理由をつけてやるというようなめんどうなことはなかなかないへんです。そういうことから考えますと、むしろこの際新しい法律などを用意されて処理していくほうが賢明だと考へておるのでありまして、これはもう少し政府において検討してもらいたいと考へるわけでございます。

いま私が質疑をいたしましたのは、第一回の質疑の結果、政府から新しい解釈が出されましたので、その問題について政府の見解をややこまかくお尋ねしたわけでありまして、本質的な問題はこれからでございます。

そこで、いまお話しになったことばの中で、あざ道、つまり畦畔は公共用財産として建設省に移管してあり、都道府県にその管理をまかせてあるというお話でございましたけれども、政府の国有財産白書にはそういうことは書いてないですね。公共用財産というのは道路、河川、海浜地などがあるが、これらは国有財産台帳に登録されていないので、総額二百三十一億円の中には含まれていないというように書いてありまして、国有財産白書の公共用財産の中を見ると、私の指摘するようなものが公共用財産だということには規定しておらないのです。これは新しい説ですか。

○江守政府委員 国有財産法で国有財産台帳の規定がございます。その中で、政令で定めるものはこの国有財産台帳に登録せなくともよろしいということになっております。それに基づきまして施行令の二十二条の二で、これこれのものは国有財産台帳に登録せなくともよろしいということになっておる。いまお話になりました農道等のいわゆる認定外の道路は、このようなことで国有財産台帳に登録されておりません。載つてはおりませんが、国有財産法上公共用財産というふうな觀念がされておる財産でございます。

○平林委員 これは問題を提起したにすぎません。しかしこの間私が質問してからあなたも少し勉強なさったようでございますけれども、二線引き

き畦畔ということばはいつごろできたことばか御存じですか。私が問題を提起しておりますいわゆる無地番、二線引き畦畔、このことばはいつごろできたことばかお調べになりましたか。

○江守政府委員 古くからそう言われておりますという以外、いつごろからというところは私まだ承知しておりません。

○平林委員 古くから言われていることばじゃないのです。かなり新しくなつてからつくつたのです。私もいろいろ調べてみたのです。明治初期の地租改正の研究その他いろいろな古文書がございますから、そういうものを軒並み調べてみたのですが、どこをさがしても二線引き畦畔ということばは出てこない。これが出てきたのは、あなたのほうの三十五年の通牒に出てくる。それから、やはりいろいろなことを調べている人がございまして、その資料を見ると、やはり明治初期にできたことばじゃないのです。ずっとあとで土地台帳ができて、土地台帳に付図をつけなければならぬという間に規定されて、いろいろなことをやっている間に出来たことばで、私の調査ではかなり新しくなつてからこういうことばが出てくるのではな

いかという感じがするわけでございます。ほかには見当たりません。それでですからあなたの言うように、太政官布告によつてこの二線引き畦畔は国有地であるなどという議論はもちろん成り立たないわけでありまして、特に地租改正の明治初期の事情を調べてみますと、あなたが常々国有地であるという主張をされておる太政官布告百二十号、こういうのは地所の名称区別を改正したものでありまして、この地所名称区別の布告の中に畦畔ということばは出てこないのです。したがつてあなたが主張されておるころの明治七年太政官布告百二十号の中には畦畔ということばは出ていない。そしてこれはそれぞれ地所名称区別を明らかにしたものでありまして、すなわち私が指摘をするような二線引き畦畔あるいは外畦畔というものを国有地であるというふうな根拠は見当たらないのでございます。これは本質的

な国民の所有権に關することでありまして、明確にどういふ根拠で国有財産であるとおっしゃるか、もう一度はつきりその後の研究も含めてお答えをいただきたいと思つております。

○江守政府委員 まず最初の二線引き畦畔でございますが、二線引き畦畔ということばは、明治初年の官民有地区分をいたしました際にはもちろんそういうことばはございません。ただそういう実

体はございました。と申しますのは、地租改正のための官民有地区分をいたしました、實地に即した調査をいたしましたのでございまして、地券を發行いたしましたのでございまして、その際地券とともに字限図あるいは字引図というふうなものが作成されておるのであります。これは現在のこ

とばで申しますと公図に当たるものかと思ひますが、そういういふ申し申しますところの二線引き畦畔あるいは青地というふうなものがございます。その時からそれらの図面上にあつたのではないかと

うふうには私思つております。それからただいま仰せの明治六年の地所名称区別というものは畦畔ということばはないじやないかということでございます。仰せのとおり官有地は第一種、第二種、第三種、第四種かくかくのものだというふうに書いてございまして、その中に畦畔ということばはございません。ただ第三種の官有地はこういうものだとおっしゃるのを第一に書いてございまして、「山岳、丘陵、林、藪、原野、

河海、湖沼、池沢、溝渠、堤塘、道路、田畑、屋敷等其地民有地ニアラサルモノ」というふうにしてあるわけでございます。先ほども申しましたようにこの地所名称区別というものは、あくまで官民有地を分ける区別の方法でございまして、この区分の方法が出たから直ちに官民有地が明白になるものではないと申すべし。民有地にはあらざるもの、あるいはまた逆に民有地のほうについて見ますと、官有地にあらざるものというふうな表現で書いてあるところがたくさんあるのでござい

ます。したがつてこれが実際に民有地であるかどうかということ調査しなければこの標準を

適用する方法がないわけでございます。こういう意味で、明治九年ごろから明治十四年ごろまでにかけて、政府は全国的にこういつた調査をしたのでございます。その結果、民有地でないというものは、国有地として地券を發行しなかつたのでございます。さらに明治三十二年になりました。国有土地森林原野下げ戻しに關する法律という法律を出しております。この法律は明治初年の官民有地区分に従つて官民有地を一切分けて、民有地には地券を發行したのであります。が、その後、その当時においては官有地として地券を發行しなかつた土地についても、民有であることが明らかに確認できるもの、その証拠のあるものについて国民の方からお申し出がございました際には、その官有地の下げ渡しをいたしまして、地券を發行いたしておるのであります。したがつて、

まず最初に一応の調査をした、その後さらにその修正をするような措置をしておるといふ意味で、地券を發行されてない土地は少なくとも国有地であるというふうには私も思つておるわけでございます。

○平林委員 政府のおっしゃることは、私が調べた範囲においては間違つておる。というのは、地券の發行がないから畦畔は官有地であると政府はお話になっておるわけでありまして、地券を發行したものは明治初期の地租改正の歴史を調べてみますと、土地の売買を行なうその証明書というふうな役割りを果たしておるものです。所有権と

いうのは徳川時代にもあるんですよ。そして明治新政府になりましたから、この土地の検地をしなければならぬ、検地は大開時代からあつた。豊臣太閤が検地をした時代から検地ということが行なわれて、租税を取り立てておつた。だからその

の当時からも所有権というものはそれぞれの農民に与えられておつた。そこで明治新政府になつて新しい統一地租をつくる必要が生まれて、いろいろな建議がされて地租改正が始まつたわけであり

ます。そしてその最初にはもう土地の売買はかつてだというふうないろいろ不適切もあつて、

そういうものに關連して地券が発行された。地券の發行されない限りは所有権がないなんて理屈はない。しかもその土地の測量をし、いまで言えれば土地を二線引きとか、実線だとか、付図をつくるのは官がつくったんじゃないです。みんな国民のほうでそれぞれの村あるいは町のおき、古老を中心にしてつくり上げて、それを政府のほうで調べて、まあよかろうということになっていった歴史があるわけですね。ですからお上からくださったものでなくて、地券發行があるからこうだ、これはもうないからこうだなどというものは地租改正の歴史から出てこない。そういう意味から考えますと、地券の發行がないから官有地であるという議論は全く成り立たないし、「明治八年七月八日本局議定出張官心得書」「地租改正條例細目ノ内」第二章第四条には、「數個ノ畦畔ヲ跨リ一筆トナス地ハ總積ノ内ヨリ畦畔ヲ除去シテ反別ヲ定ムヘシ」こうありまして、初めからそういう規定で畦畔は除かしてやっておる。官の命令でそういうふうにしておるので。

また同じく第三章の第一条には、「畦畔等ノ如キハ番外トシ第二章第六條ニヨリ処分スヘシ」とあるだけで、ここからも官有地ということばは出てまいりませんし、いずれにしても地券の發行がされていらないから、これは官有地であるという理屈は、私は成り立たないのではないかと。ですからそういう意味から、これはいろいろな規定を調べてみても、初めから民有地である。あとで政府のほうで理屈をつけて、これは何もないから官有地である、こういうふうなきめていったのではないかと疑うのですが、その点はいかがですか。

○江守政府委員 明治初年の、いま仰せのいろいろの処理をいたしましたことにおいて、畦畔地はすべて国有地であるということではございませんで、畦畔であってもその当時民有と認められた土地はあったのでございます。私が申し上げておりますのはそうではなくして、地券を發行されなかつた土地は、先ほど申しましたような意味で国有地

であるということをおし上げておる。話がいろいろわづらわしくなりますので、これもまた地券地券と申し上げておりましたけれども、明治二十年になりました地券の制度は廢止になりました。これをすべて土地台帳制度に改めまして、地価によつて地租を徴収するということになったのであります。その地券を廢止して土地台帳をつくりました際に、先ほど申しましたように、土地台帳に載せてあるものは、特別の国有地のはかは民有地である。土地台帳に全然載っていないというものは、これは先ほど申しましたようないろいろ調査の結果を前提にいたしまして、民有地ではないというふうな解釈で土地台帳がつくられた。したがつて土地台帳に載っていないものは民有地ではないと申し上げておるのであります。ただこのことは、混雑をいたしますのは、青地は全部国有地かといふ議論と混雑をするのであります。青地は先ほど申し上げましたように、青地の中には公図上二線引きあるいは青地となつておりましたが、その中には、ものによっては土地台帳に載つておるものもあるわけですね。これは当然民有地である。だから公図云々という問題よりも、公図の表示そのものよりも、土地台帳に載つておるのかどうかということによつて、民有、官有を区別するより方法がないかということをおし上げておるわけでありませう。

○平林委員 これも土地台帳に載つていないから、あるいは土地台帳の付図との關係で民有地でないというお話がございましたけれども、案外土地台帳付図なんかあまり正確でないものもあるわけですね。そういう点から脱落地が生まれてきて、無地番になつていたところもあるわけでありませう。それだけではないかぬのではないかと。ここに私の選挙区の人が提供してくれましたのであります。土地台帳の付図にやや似通つたものがあるのですけれども、あなたがおっしゃつておることだつたらこれは大混雑におちいるわけですね。ほとんど無地番になつておるし、土地台帳にも記載されておらない。しかし実際には自分の所有地として農業経営をやつておるわけですから、こういう

土地をこれは国有地であるなんということになつたら大混雑が起るわけですね。いまは知らないからいいですけども、知つたらたいへんなことになつておる。

そこで、私がいままで政府のお話を聞いておりました地券のことについては、いま私が指摘をしたことと検討してもらいたい。

それからもう一つは、地租を納めていないのだから民有地ではなくて国有地だとききの委員会においておっしゃつたのですけれども、これも調べてみると、明治十七年三月十五日、七号の地租條例の原案にこういうことが書いてある。そしてこれは後に地租法として施行されたのですが、その地租法の第一章第二条に、「民有地中左ニ掲クル諸目ハ地租ヲ免ス」として、「荒地、公立学校地、鄉村社地、墳墓地、用水水路、溜池、堤塘、井溝、畦畔、公衆ノ用ニ供スル道路」というものが掲げてあります。ここに畦畔ということばが生まれてまいりまして、地租は免すということになつておるわけですね。ですからいままで地租、今日で言えば固定資産税でございますが、こういうものを納めていないのだからこれは国有地だということ言ひ分は成り立たないではないかと。これも指摘しておきたいと思つておるわけですね。

それからもう一つ、一番大事なことは、大蔵省の一部にはこの二線引き畦畔が後年私人の権利放棄によつて国有化したかのように見る向きがありますが、これも間違つておるんじゃないかと。権利放棄に必要な正当な方法や手段がなされておらないこと、それから私人の意思が全くそこになつたこと、当該地の変遷や専用の状況等をもつても証明されるのでありまして、国有財産局長に考へてもらいたいのだが、畦畔というのは畦畔そのものが獨立して存在するものじゃないのですよ。この点一番大事なところだと思つておる。畦畔というのはそのものが獨立して存在するものじゃないことですよ。つまり本地である田や畑を耕作するために必要なものが畦畔です。ですから本地の所有が民

有であればそれに付随する畦畔というのは民有である。これは間違いないのですよ。それが土地台帳に記載されていないからとか、地券が發行されていないからとかいう理屈で、いまになって官有地であるというのには間違つておるのです。畦畔なんというのは獨立して存在するものじゃないです。私はその理屈さえよくわかれば、いまあらためてこれは国有だなんて言わないで、すみやかにこの問題は民有地であると処理をすることが民心安定のためにも最も必要だ、こう考へるのであります。いかがでしょうか、あなたは大臣でないけれども實際の業務を担当していらっしゃるから……

畦畔というものは本地に付随するものである。本地の所有が民有であれば畦畔も民有であつて、これは常識だ、こう思つておる。そういう形で処理すべきだと思つておる。いかがでしょうか。

○江守政府委員 畦畔というものの実情によるのではないと思つておる。いまお話しのように、ほんとうに自分の田畑を耕作するために必要な本来の意味の畦畔というふうなものはおそらくは青地の問題に起きないのではないかと。その官有地の区分の際に民有地として民有に編入された土地、そういうものについては非常に多いのではないかと。問題は畦畔と稱しておつても、それはいわば農道的に使われておる。したがつて、話は飛びますが、たとえ取得事項が発生してだれがおれのものだと言つてもよろしいというようにしても、それはあるいはもう公用の農道だと政府は思つておるけれども、實際はそうでなくなつたとしまして、そこをやはり相当多数の人が通つておる。したがつてある人がこれはおれのものだからよせと言つて、ほかのほうの人からそれじゃ困るといふような問題の起るような畦畔、そのようなところは国有地だといふふうになつておるのが私は実情でないかと思つておる。ほんとうに仰せのように農業生産上ある一人の人に専屬で利用することが必要であるような畦畔、これは当然明治初年の官有地区分の際に畦畔になつておるものだと思います。それからまた、もしも何らかのことで

なっていないれば時効を主張なされば当然民有地になるべき土地だと思ひます。私が申しておるのは、そうでない、もう農道的なものあるいは地方にありませぬ傾斜地などでだれも利用しないような土地、しかも明治初年に地券が発行されず、土地台帳ができたときに登録もされなかつたというような土地は、これはやはり国有地ではないかということをお申しておるのでござい

ます。
○平林委員 私は繰り返して申しますが、二線引き畦畔を国有地と認定する大蔵省の見解は間違ひである、したがって現在出されておる通牒は再検討しておかなければならない。三十五年の通牒は少なくともいまあなたがおっしゃったようにこまかく認定をしていくわけではないですね。一括して二線引き畦畔は国有地であるときめつけて、以後登記は受け付けるなど書いてあるわけですから、もしかりに、私の主張よりは離れているけれども、あなたがこの委員会で説明されたことが現在の政府の見解であるならば、昭和三十五年の通牒というのは全部書き改めて、あらためて通牒を出しなさい。そうでなければ無用な混乱が起こるだけです。そうでしよう。通牒をあらためて出し直す必要が少なくとも現段階においてもある。

○江守政府委員 三十五年の関東財務局の出した通牒は、その前提として法務局に対してしまして、市町村長の単なる証明によつて登記所が国有地を民有地に書きかえるというようないふことはやめていただきたいということをお申す。法務局に申上げて、そして法務局の御了承を得ております。それに基づきまして出した通牒でございませうが、その中にも区分は原則として大蔵省所管の普通財産に属するものである、原則としてということをお申しておられます。したがって、二線引き畦畔地はこれはすべてノ一文句に国有地であるということをお申しておるのではないのであります。ただその処理がきわめてばく然とした処理で、権限のない役所の事実上の判定に基づいてなされては困るということをお申しておるのでございませう。

で、われわれはこれらの処理については実態調査に合つて促進をしなければならぬことはもちろんでございませうけれども、三十五年に財務局長が出した通牒の趣旨はいまでも私は守るべきものであるというふうにお考えしております。

○平林委員 この点は、きょう私はもう一つの問題を提起したいと思つておりますからこの程度で終わりますけれども、あなたはあまり固執をしないで、農林省、建設省とも見解を統一なさる必要があると思つております。政府の見解はばらばらです。農林省の農地局管理課の見解では、畦畔は田畑に付随するもので、民有が原則で、国有畦畔というものは原則としてあり得ないものだという見解を出しておるんですよ。大蔵省はそれとあべこべのことを言つておるんです。若干の譲歩はしているけれども、通牒は間違つていないから訂正しない、こうおっしゃつておる。農林省とよく相談して政府の統一見解をきめなさいよ。

○江守政府委員 先ほど申しましたが、畦畔という意味だと思ひます。農林省が言つておられるのは、農業生産上ある人に専属で利用するべき畦畔というふうなものに国有地があるはずはない、これは私も私も思ひます。確かに明治初年の官民有地の区分の際におそらくそうなつておると思ひます。そうでなしに、畦畔という名前を使つておるけれども、農道のような意味で使われておるところがあるわけでありませう。それらについても官民有地の区分の際に、民有の明確にされるものは民有地にしておるのでありませう、そうじゃなくしてその当時そういうことも明白にできなかった、そのために土地台帳にも載せなかつたというふうなものは国有地であるということをお申したのでありませう、もちろん建設省、農林省とよく打ち合つておるけれども、私もどうも議論がいろいろ分かれまして、分かれまして同時に、実態についての認識が少し食い違つたことばだけのことになりまして議論だけになります。その辺のところを三省よく打ち合つて、こゝろは私も私も思ひました、こゝろは私も私も思ひました。

た小さい土地をたくさん持つておられて、そのために國民の方に非常に迷惑をかける、あるいは新たな土地を造成したり工場をつくつたりするの非常に手間がかかるというの私も私も思ひます。非常に困るので、何とか早くやりたい、できれば国有地をばつとやつてしまふ方法はないかということをお申す、これは私自身の考えであります、そういうこととさへ考へておるのでございまして、前向きに処理できるように検討をしてまいりたいと思つております。

○平林委員 私はあと意見だけ申し上げて終わりますけれども、この二線引き畦畔の公図を訂正する場合には、土地台帳にも実地にも適合してない、あまり正確でない公図に筆境を表示するといふ点では、二線の実線による畦畔の図表方式は混乱を招くのではないかと思ひます。二線引き畦畔の公図のあらわし方そのものが所有権の点をめぐつていろいろな争ひを起す原因になりますから、今日二線引き畦畔の公図は実態に即して訂正をなさつて実線であらわすような形に持つていかなければ、こゝろの問題は将来にわたつて起さなないのじゃないか。この問題を提起するときにも、そういう点についてもあなたのほうで農林省や建設省とも相談をされて処理をされていかれたらいいのじゃないか。

それからきょうあなたが多少新しい説といひますか、こまかくお話しになりました、土地所有者が本来本地の地目変更に伴つて二線引き畦畔の公図抹消を行なうとする例がこれから多くなると思ふのでありますけれども、この場合にも私はどうも一つ一つの法律案を用意されまして、それに基づいて一括処理をなさるほうがかえつていろいろな便がいいのではないかと、そういうふうなこともひとつ統一して考へてもらいたいと思つております。同時に今日まで工場の敷地あるいは家屋の新築その他土地造成でもうすでにこゝろの問題がいろいろ発生し、内蔵しておるわけですが、表に出てこないからわからない。しかしすみやかにこゝろの問題にケリをつけて固定資産税の問題について

も処理をしていかなければならぬ問題が発生しておるわけでありませう。民有が国有かわからないために相当膨大な工場敷地がありまして、その固定資産税の行くえをめぐつて、地域においては問題になつておるところもございませうから、この固定資産税の問題に関連をしてもすみやかに解決をする必要があると思ひます。

○吉田委員長 この際、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑はありませんか。御質疑ないようです。本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○吉田委員長 これより討論に入ります。通告がありますので、これを許します。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 国立学校特別会計法の一部を改正するにあたりまして、私も社会党の立場を明らかにし、以下申し上げるような事柄を付して、最終的には賛成をいたしたいと思ひます。過般の質疑を通じても明らかにいたしました。今回の改正の主たる目的を過密対策に求めておるのでありますけれども、本来の教育に関する法律の制定やあるいは改正を行なう場合の基本的な理由というものは、そのことによつて教育水準の向上にいかにか効果があるかということを中心とするべきであるということが一つであります。第二には、今次改正にあつて政府は過密都市解消ということをお申しておられます。現在時点におきましては、現在ある学校のあと土地利用についてはいかなるものを利用するのか、その具体的な

計画案すら不十分なまま法律改正を行なうことはなほだ不見識であり、またその改正目的が十分に達成されるかいなかにしても多くの疑問を持つものであります。

以上の基本的な立場に立ちまして、これが実施にあたりましては、以下申し上げる幾つかの点を十分尊重することを要請いたします。

その一つは、これが実施にあたっては当該大学における教育の自由が侵害されないこと、また当該大学の意思と意向を十分尊重して、かりそめにも中央集権的な立場から権力的な干渉をしないこととであります。

第二は、過密都市解消を有力な目的とした法律改正でありますから、当然のこととして、先ほども触れましたが、その目的が十分果たされるよう、あと土地利用をすること。したがってあと土地利用にあたっては現状と大同小異のものに利用しないとともに、利権対象に利用されないよう特別の配慮を行なってもらいたいということとあります。

第三は、この資金運用にあたっては、つなぎ融資であり、その返還条件の見直しも明確でありますので、その限りにおいて今回は賛成をいたしますが、これが今後の措置として特別会計のわくを拡大しすぎないようにすることとあります。

最後に、第四の要請事項として、借入れ金の返済が授業料の値上げにはね返ったり、あるいは教育水準を引き下げようなどないよう自然のこととして配慮をしてもらいたい。

以上の事項を要請いたしました。本案に賛成をいたしたいと思います。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は結局いたしました。続いて採決に入ります。おはかりいたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 再び国有財産に関する件について質疑を続けます。平林剛君。

○平林委員 それでは、先ほど質疑を展開いたしました二線引き畦畔の問題につきましては、時間の都合あるいは今後政府の提出資料を待つてまだ議論しなければならぬ点がございまして、一応、私、きょうの質疑はこの程度で留保して、次の問題に移りたいと思存します。

○吉田委員長 関連質問を許します。武藤山治君。

○武藤委員 先ほど平林委員からたいへん農民の立場から見たら大きな問題を提起されて、本委員会二度にわたって質疑応答がなされております。この問題は非常に重大でありますから、私は委員長に、おろし、法務省、特に登記関係の担当責任者を本委員会に招致して、畦畔の処理について現状がどういう状況になっておるか、こういう点の調査をさらに進めたいということをお委員長に確認をお願いしたい。さらに局長は、先ほど、民有地である畦畔もあるし、一口に国有地であるか民有地であるかということも断ぜられない、非常にこまかい概念規定が必要だということも答弁されておりますので、民有地に属する畦畔とは何であるか、またそれが三十五年以降なり戦後どういう処理がされて、無償で農民に、公図が訂正された件数はどのくらいあるのか、そういうような点も明らかに資料で本委員会に提出してもらおうように要求をいたしておきます。詳細については理事会で御協議いただきたいと思います。要求をいたします。

○吉田委員長 本件に対する御要求は、所有権に

関する問題でございますので、非常に重大な問題だと思存します。国にとりましても、個人にとりましても重大な問題でございますので、理事会でよく御相談をいたしまして、効果的な資料が出されるように、また将来この件につきましては、本委員会でも時期を見て十分御審議をお願いしたいと思います。

○平林委員 それでは、今後の処置を待つことにはいたしました。私は、続いて接収貴金属の処理の今後の事情についてお尋ねをいたしたいと思存します。

今国会に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案というのが内閣委員会に提出をされて、接収貴金属の処理をしておりますが縮小されるということになっておるようでございます。これを契機にいたしまして、今国会におきましても、従来大きな問題になりました接収貴金属の処理がどういふふうに進められてまいったかということを確認することはきわめて必要なことだと考えまして、きょうは、その接収貴金属の処理の状況がどうなっておるか、また現在未処理の状況はどうであるかという点を、政府から御説明をいたしたいと思存しております。特に、金、銀、白金、ダイヤモンド、いろいろ日本銀行の地下に眠っておるこの接収貴金属の処理につきまして、歴史的な問題もございまして、それだけに本委員会にひとつこの機会に御報告をいたさなければ、その処理につきまして私も希望がございまして、それを申し上げたいと思存しております。

まず接収貴金属の処理の状況はどうか、また現在未処理の状況はどういふふうになっておるかという点を明らかにしていただきたいと思います。

○江守政府委員 接収貴金属の処理の事は、それぞれの金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金属につきましても、その所有者がだれであるかということも明確にいたします仕事と、所有者がきまりましたあとにおきましてその所有者にそれぞれのものを返す、この二つの仕事があるわけでございます。最初の所有者を明確にいたします仕事は、

これは法律施行後一年以内に請求をした方に対して処理をさせていただきますが、六百二十六件請求がございました。それらに対しまして一件ごと接収貴金属等処理審議会にかけまして、何ぶん非常に法律的にめんどうなことであり、所有権を確定することでございますので、慎重に審議をいたしました。その仕事はほぼ終了をいたして、本年の三月末までにそういった関係の仕事は終了するということでございます。それからもう一つの、そういうふうないたしましたして所有者の明確になりましたそれぞれの貴金属、これをその所有者に返す仕事でございますが、このほうの仕事は、金、銀につきましては相当進行しておりますが、それ以外のものについては、はなはだまだ不十分な状況でございます。こういつた返還の仕事につきましては、昭和四十年度中にこれを終了するというつもりでございます。

個々の貴金属につきましてその大要を申し上げますと、金につきましては日銀で三十四年の六月に保管しておりました数量は百三十三トン強でございます。そのうちすでに返還をいたしましたのが約八十トンでございます。銀につきましては千七百六十トン強でございます。そのうちすでに返還をいたしましたのは千二百二十六トン強でございます。これは三十九年の暮れまでの数字でございますが、そのほか白金につきましてごく少量のものを引き渡しをいたしましたほか、ダイヤモンドにつきましては十六万一千カラットを持っておりませんが、全然まだ返還の仕事はいたしておりません。

○平林委員 そうすると、私が大体事前に、事務的にこの調査をしたのでありますけれども、法施行当時ありました金、銀、プラチナ、ダイヤモンドその他の処理、引き渡しが済みまして、昭和三十九年十二月末現在金は約二十二トン、九十一億、銀が約四十八トン、五十億、白金が九百五十六キロで八億、白金が二キログラムで三百四十四万、ダイヤモンドが十六万一千カラットで七十二億、ドル預金七十五万ドルで二億、その他三千八百万、合計二百二十五億が現在保管

数量であると承知をしておるわけでありすが、そのとおりでございますか。

○江守政府委員 そのとおりでございます。

○平林委員 そこで私、法施行当時所有しておりました貴金属について、大蔵省が提出された資料によりますと、食い違いができています。たとえば私のところに提出された資料によりますと、銀は、法施行当時百八十億円と書いてありまして、約百七十億六千四百八十八キログラム、こうあるんですけれども、私の持つておる資料は、従来二百二十四億円あったのですけれども、こういうふうな現在提出された資料は百八十億円、貴、私が持つておる資料ですと、二百二十四億円と、四十四億円、トン数においてもかなり違うのですけれども、どうしてこういう違いが出てきたのでしょうか。まあ推測すると、百円銀貨やあるいはその他で一般会計に帰属したものを削ってお出したのではないかと思うのですけれども、これだけ読むと、四十四億円の銀がこれだけ違つてきちゃうわけですから、やはり政府の資料、せつかくいたしたいんですけれども、こういうふうなそのつど法施行当時現在の現在高を間違えて故意ではないでしようけれども間違えて私どもに資料を提出するというのはいかがでしようか。

○江守政府委員 私どもが御報告いたしました数字は、銀につきましては、三十四年の六月に千七百六十トン四百八十八キログラムという数字を御報告いたしました。いま平林委員の仰せになりました数量との違いは、三十三年ごろに銀貨製造用として造幣局に引き渡した分がその差額に相当するのではないかと思われま。

○平林委員 私もそうだと思うんですよ。だけれども法施行当時現在、まさしく二百二十四億円、二千四百四十トン百八十一キログラムあったはずなんです。その当時あったならばあったように私に對する提出資料でもそう記載しておけばいいじゃないですか。どうしてここには百八十億円というふうな資料を提出なさつたのですか。

○江守政府委員 私も、国有財産局長に就任しま

して以来、私が心得ております数字はこの数字でございます。三十四年の六月に法律を施行いたしましたときには、銀につきまして日本銀行で保管しておりました数量は、まさにこの数字でございます。したがって平林委員のおっしゃいました数字は、この法律施行前に政府が造幣局に引き渡した数量ではないかと思ひます。

○平林委員 私の持つておる資料は、三十二年四月二十日、接收貴金属監理官事務所で調べた資料でございますから、いまお話のように、法施行時となりまして、それより若干ズレていることは間違いないでございませぬ。しかしこの問題は従来からいろいろ問題があつたこととございませぬから、やはり法施行当時現在という形で、資料を残すよりも、最初の分、こういうものだけだという記録を残しておいたほうが後日のためにもなりますし、またそこに無用な誤解を生ずることを避けることができると思ひのでありまして、ひとつそういう配慮をしてもらいたいと思ひのであります。

○江守政府委員 仰せのとおり、金につきましてはグラム四百五五円、銀につきましてはキログラム当たり一万五百八十円、白金につきましてはグラム八百九十円というふうなその当時の評価に基づいた評価額でございますので、これをいま政府が処分いたしますとすると、これよりも上回る金額になるかと思ひます。

○平林委員 ですからどのくらいになるのでしょうかと聞いておるわけです。金がグラムいまだのくらいになりましようか、銀についても白金について相当の値上がりがございます。ダイヤモンドでも当時は一カラット四万五千円です、い

ろいろ時の価格がございましたけれども、現時価に換算すると幾らになりますかということをお聞ひしております。

○江守政府委員 現在の時点で評価いたしますと幾らになるかという事は、実は計算してございませぬ。たとえばダイヤモンドにつきましては十六万一千カラット、七十二億と申しておりますが、これは個数にいたしました百五十万個近いダイヤモンドでございます。しかも鑑定につきましては非常な手数と技術と、やり方についても非常に慎重を期さなければなりませんので、この再鑑定というのはいま直ちに行ない得ない。それからまたこれが一体幾らぐらいするであろうかというふうなことも、私どもとしてはちよつと判断をいたしかねます。ただ金につきましては、四百五五円で評価しておりますが、これは例の金特で年々産金を買ひます金額がこの金額でございます。相場は六百六十円ぐらいいたしておるのではないかと。銀は一万五千円ぐらいの価格でございますが、ただいまは一万五千円ぐらいの価格ではないかと思ひます。したがってそういう意味の金、銀等につきましては、ある程度の目安はつけられることとございませぬ。非常に大きな部分を占めますところのダイヤモンドにつきまして、再鑑定というのは私どもの能力ではとてい不可能でございませぬので、こういったものを全部合わせて、いま一体どのくらいするであろうかということ、なかなか申し上げることが私どもとしてはできないというのが現状でございます。

○平林委員 金が四百五五円であつたのが六百六十円ぐらいの時価であれば、現在高九十一億円は、大体めで計算をいたしますと百二、三十億円になるでしよう。銀は当時一万五百八十円が一万五千円と相なりますれば、現在の保有が五十億円で算定されていきますが、七十五億円以上になるでしよう。すぐ出てくるじゃないですか。ダイヤモンドについては一カラット四万五千円とかいろいろございまして、これは国際的な関係もございませぬが、少なくとも最近金は高騰、銀も高騰を

呼んでおるときでございますから、そういうことを計算して何ばになるかということをお尋ねしておるので、概略でも違つてくるのじゃないですか。もう私あなたから聞かなくなつて、大体どのくらいになるか、自分の頭で計算できちゃう。あなたの方でそういうことを答えてもらいたかつたのです。

○江守政府委員 私も、そういう意味で、金は四百円が六百六十円になりましたから九十一億のものが幾らになるかということはずぐ出ると思ひます。銀についてもそのとおりですが、全体として考えてみますと、非常に大きな量を占めておりますダイヤモンドについては幾らになるかさつぱり見当もつかぬ。これは全く見識のない話なのでございませぬが、そのとおりなのでございませぬが、幾らになるかわからぬというときに、金、銀だけをそういうふうな現在の時点で評価がえをして現在政府の持つております金、銀、白金、ダイヤ、その他は幾らでございませぬということ、かえつて統一性を欠くので、やはり昔の一定の基準時で評価をして、そして実際に売り払う際に一々時価で売っていくということにしたいという意味で、いまの二百二十五億円ということを申し上げておりますので、政府としては二百二十五億円というものには何か意味を持たして申し上げておるものではないかと思ひます。

○平林委員 現在の二百二十五億より相当高くなるという事は、間違いないことであります。それから私この資料をいただきまして疑問に思つたことが一つあります。それは白金の単価一キログラム百八十九円とございまして、この評価は処理法施行時の単価により行なつたこととありますけれども、私が承知している限りでは、当時千四百二十円なんです。八百九十円じゃないのです。これは私古い記録を調べたのですが、当時でさえも千四百二十円しておる。政府から提出された資料によりまして、八百九十円になるのですが、これはどういうわけで低目に換算したのか。どうも接收貴金属の処理の問題につきましては、いろいろ資料

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

的にもあつちにいったり、こつちにいったりするもので、疑問でございます。この点はどういうわけですか。

○江守政府委員 当時の東京税関の通関のときの値段で調べた価格がこの値段だということでございます。それでこの値段一般の問題でございますが、私も仕事が処理いたしてまいります際に、自分たちと申しますか、日銀に保管をしてわれわれの仕事を進めておる金、銀その他の貴金属が、一体どのくらいの値段であらうかということ、もちろん一応心得ていなければならぬこと、でございますけれども、それはたいした意味がない、と申しましては少し申し過ぎかも知れませんが、けれどもそれは一応の目安であつて、それが実際幾らになるかといふことは、こういつた処理が済みまして、これを一つ一つ売っていく、返還するものはそうではございませんが、とにかく処分するものについては、売る際にその値段がきまつていくものでございますので、そういう意味で、いわばわれわれが一種の擬制的な意味で持つておる価格であるといふふうに御了解いただきたいと思つてございませぬ。

○平林委員 私にあつては提案をしたいと思います、前にこういうことを申し上げておるのですが、決してあまり意味がないといふものではないと思つてゐるのです。時価の換算といふことは重要だと思つてゐるのです。そういう意味で、こまかいですけれども、お尋ねしておるわけでありませぬ。

もう一つお尋ねしますが、政府の資料では、金が約三百二十六億圓、銀が三百億圓、また白金が四千七百万圓、その他水銀が三百萬圓、合計四百五十七億圓といふのが、今日までの間にすでに引き渡し済みであるといふことが、この四百五十七億圓の中には、政府が持つていたものが相当あるんじゃないでしょうか。つまり、日本銀行であるとか、あるいは造幣局の特別会計であるとか、貴金属の特別会計であるとか、一般会計に帰属すべきものが相当数入つてゐるのじゃないかと思つてゐるわけでありませぬ、現在まで引き渡し

済みの四百五十七億圓の中で、政府の関係する一般会計その他に帰属したものはどのくらいの割合で、金額はどのくらいになっておるのでしょうか。

○江守政府委員 金は全体で百三十三億圓でございます。いままでに八十億圓返還をいたしておりますが、そのうち日銀に返還したのが七十六億圓でございます。政府に帰属いたしましたのが二億七千七百六十億圓のうち二百二十六億圓を返還しておりますが、そのうち政府に二十四億圓返還をいたしてあります。白金は全部政府でございます。水銀は全部民間でございます。

○平林委員 いまのお話で私ちょっと感ずるのでありますが、大多数が政府のものであるといふことは間違いないですね。同時にまた、法施行当時保管してありました金のうちで現在まで引き渡しの分をいまお話しになったのですけれども、比較してみますと、政府の分もまだ処理できてないじゃないですか。要するに、私の言うのは、政府といふのは、一般会計、貴金属特別会計、造幣局特別会計、日本銀行などでございまして、一番簡単に処理できそうな政府関係のものも、まだ全部処理されてないじゃないですか。そうでしよう。民間のほうは立証その他でなかなか困難な仕事だと私は御同情申し上げますけれども、何年もたつたのに、政府内部のものでは処理されないじゃないですか。これはどういふわけですか。

○江守政府委員 金につきましても、今後二十二年返還をいたすことになりませぬ、そのうち政府に返還されると思われませぬものが十二億圓でございます。この政府に返すものはおくれているのではないかとお話しでございますが、これは造幣局なんかにごさいましたものについて、その帰属関係を明確にするのが、比較的むずかしかつたといふこと、これはつまり、取られましたときと現状との状況が違つておる。一つのインゴットのよなものになつておつて、それを分割しなければならぬといふような事情もありまして、おかれてゐるといふことでございます。

○平林委員 接収貴金属監理官調べによりまして、昭和三十二年四月二十日当時、交易官団等の返還見込み数量は、金の場合で三千五百六十六億圓、銀がお金にかえて二十八億圓、白金が三億圓、ダイヤモンドが七十億圓、合計して百十六億圓といふふうには資料を持つておるわけでありませぬか。つまり、この処理はどういふふうになりませぬか。つまり、交易官団はじめ、中央物資活用協会、金属配給統制株式会社、金銀運管会、旧軍委託機関、それぞれのものについてはどういふふうには処理なさいませぬか。

○江守政府委員 これらの交易官団、金銀運管会、そういったものは戦時中の供出を集める政府機関であつたわけでございます。戦後それらの回収機關於にございませぬ金、銀、それらを進駐軍に接収されたといふことでございます。したがら、いま、その所有者は、一応形式的には交易官団といふことになるわけでございますが、それはすなわち、もう政府に返還されるものといふことで、そういういった交易官団その他の戦時中の回収機關於に返還されませぬものは、すべて政府のものでございまして、先ほど申しました金、銀等のうち、政府と申し上げましたものの中にはそういうものも所有したものがたくさん入つておる。

○平林委員 そこで私は本論に入りますけれども、これだけの貴金属の処理が進められてまいりまして、三十九年十二月末現在で総計二百二十五億圓、これを現時価に換算いたしますと、まず四百億圓近くなるでしょう。また引き渡し済みの四百五十七億圓、時価に換算すればもつと大きくなるでしょう。約六百億圓以上になるでしょう。そのうちの大多数が政府、つまり一般会計、あるいは造幣局特別会計、貴金属特別会計、日本銀行、それぞれへ帰納されておるわけでございます。日本銀行の場合は別にいたしまして、政府関係に帰属したものであろうものを考えますと、政府に帰属するものであろうものを考えますと、相当数の貴金属があるわけでございます。そこで私どももいたしましては、この貴金属をすみやか

に処理をいたしましたして、そうしてこれを一つの事業団体をつくり、名称をいへば、科学及び社会保障充実基金といふべき、仮称でございますが、そういうものをつくりまして、この貴金属を換出し、その分を預託し、運用益が生ずる。その運用益を利用して、ひとつ科学だとかあるいは社会保障充実、それはそうたくさんはできないでしょうけれども、そういう方面に活用されるようにされたらどうか、こう思うのでございませぬけれども、これは政務次官ひとつあなたにお答え願ひたいのです。具体案はいまあなたがつらうつらうしてゐるときに申し上げました。

○綴治政府委員 金はやはり為替準備に使うために売れないといふことでございます。売れるのはダイヤモンドでございますが、これもいろいろ前から研究されておるのですが、どういふ方法でやればひとつ処分して早く活用したほうがいいのではないかとお尋ねしております。

○平林委員 金は為替準備のほうに回すといふ御方針ですね。銀はどうするつもりですか。

○綴治政府委員 銀貨をこしらへるものにしては、それにしては多過ぎるですね。ダイヤモンドについても、これは政務次官も御承知のとおり、第二十四国会における衆議院の議決で、接収貴金属の処理により国家に帰属させた収入金の使途は何ら意思の決定がございませぬ。でありますから、第十六国会でこの接収貴金属を取り扱つた特別委員長の報告が生きてくるのではないかと。この特別委員長の報告によると、「換価処分による収入金をもつて特別会計を設け、その資金を戦争犠牲者等のために支出すること」といふのが特別委員長報告でございまして、本会議においては与野党満場一致これが承認を見てゐる形で、この接収貴金属の処理についての使途は、現在のところ国会の意思はそういう方向に向かつてゐることは事実でございます。そこで私は、いま金は金準備のほうに、銀は百圓銀貨のほうにと、

こういうお話でございましたけれども、相なるべくは接収貴金属の性格、歴史的な沿革等から考えまして、これらについてはひとつ効果的な使い方をしているかどうか。そして時価に換価いたしますと相当の金額なんです。先ほどたいしたことはないとおっしゃったが、相当の金額です。この金額をすみやかに処理して換価し、そしてそれを基金にいたしまして、科学技術振興及び社会保障充実基金というような名称をもってその用途に当てるというようなことは、私は時宜に適した考え方じゃないかと思うのでありまして、社会党としてもこれはひとつ政府に十分検討してもらいたいと考えておるわけでございまして、私はこの委員会を通じて提起をいたします。したがって、政務次官、この問題につきまして政府関係で御相談なさって、すみやかに結論を出していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○**鍛冶政府委員** 御趣旨はまことにけっこうだと思ひますから、ひとつ研究いたしましょう。

○**平林委員** これで私の質問は終わります。

○**吉田委員長** 参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

まず、所得税法案、法人税法案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案について、来たる十六日、税制調査会委員松隈秀雄君、武蔵大学教授佐藤進君、全国銀行協会連合会会長中村一策君、日本証券業協会連合会会長福田千里君及び全国中小企業団体中央会専務理事稲川宮雄君に参考人として委員会に出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○**吉田委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

また、金融及び証券に関する小委員会において、来たる二十九日、金融に関する件について、全国銀行協会連合会会長中村一策君、日本興業銀行頭取中山素平君、富士銀行頭取岩佐凱実君及び住友

銀行頭取堀田庄三君に参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありません。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○**吉田委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は来たる十六日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十七分散会